

## 徳島市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度障害者が疾病等による入院（検査入院を除く。）時に発語困難等により医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合に、当該障害者との意思疎通に熟達した者を医療機関に派遣することにより、診療行為等の円滑化を図ることを目的として行う徳島市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (支援の対象者)

第2条 本事業による支援（以下「コミュニケーション支援」という。）の対象者（以下「支援対象者」という。）は、原則として次の各号のいずれにも該当する障害者とする。

- (1) 徳島市内に住所を有する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (3) 重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）の対象者であり、かつ、居宅介護（法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）又は重度訪問介護を利用している者。ただし、障害支援区分6に該当する者であって、重度訪問介護を利用している者を除く。
- (4) 発語困難等により意思表示が困難な者
- (5) 単身世帯の者又はこれに準ずる者

### (支援の内容)

第3条 コミュニケーション支援は、支援対象者が入院時において医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）との意思疎通が円滑に行えるよう、コミュニケーション支援員（以下「支援員」という。）を派遣することにより行うものとする。

- 2 支援員を派遣する期間は、1回の入院につき原則として30日間までとし、1月当たり150時間を上限とする。この場合において、1日当たり8時間を上限とする。
- 3 前項の期間を超えて入院する場合は、必要に応じて、派遣期間を継続できるものとする。ただし、入院日から通算して90日を超えることはできない。
- 4 コミュニケーション支援は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図る以外のサービスは対象としない。

### (報酬単価)

第4条 費用額の算定にかかる単価は、1時間あたり1,500円とする。ただし、4時間を超える場合は1日あたり7,000円とする。

(利用者負担)

第5条 利用者負担額は、定率でサービスの利用に要する費用の1割とし上限は定めないものとする。なお、非課税世帯及び生活保護世帯の者においては無料とする。

(支援の申請)

第6条 コミュニケーション支援を受けようとする者は、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給申請書(様式第1号)に重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣承諾書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支給要否決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに対象要件となる事項を確認のうえ、コミュニケーション支援の要否を判定し、支給又は却下の決定を行い、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給決定通知書(様式第3号)又は却下決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、コミュニケーション支援の支給の決定(以下「支給決定」という。)に際し、派遣が必要となる期間及び時間数と第3条第2項に規定する期間及び時間数の上限とを比較して、いずれか少ない方を支給期間及び支給量として決定するものとする。

(利用手続)

第8条 支給決定を受けた支援対象者(以下「支給決定者」という。)は、コミュニケーション支援を受けるときには、前条の支給決定通知書に記載されている重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者(以下「事業者」という。)と利用契約を締結しなければならない。

2 前項に基づき支給決定者と契約を締結した事業者は、市長に対し、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業契約内容報告書(様式第5号)により遅滞なく報告しなければならない。

3 事業者は、コミュニケーション支援の提供の度に、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票(様式第6号)に必要事項を記載し、利用者の確認を受けなければならない。

(支給決定の変更)

第9条 支給決定者は、支給決定を受けた内容を変更しようとするときは、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給変更申請書(様式第7号)の他、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

支給変更決定通知書（様式第8号）又は変更却下決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消）

第10条 市長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (2) 支給決定者が、コミュニケーション支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (3) 支給決定者が、支給決定の有効期間内に、徳島市外に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (4) 支給決定者が、適正な利用をしていないと認めるとき。
- (5) 支給決定者が、虚偽の申請その他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (6) 支給決定者が、コミュニケーション支援の利用を希望しなくなったとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定取消通知書（様式第10号）により当該支給決定者に通知するものとする。

（支援の実施者）

第11条 コミュニケーション支援は、次の各号のいずれにも該当する事業者に属する支援員が行う。

- (1) 法第29条第1項の指定のうち、居宅介護又は重度訪問介護の指定を受けていること。
- (2) 支援対象者が現に居宅介護又は重度訪問介護を利用していること。

2 前項の支援員は、当該支給決定者に一定期間以上のサービス提供を行った実績を有し、かつ、当該支給決定者との意志疎通に熟達したものでなければならない。

（事業者との業務契約条件）

第12条 事業を行うことができる事業者は、徳島市との間で業務契約を締結した事業者で、事業を行う事業所ごとに契約を締結しなければならない。業務契約条件は前条第1項によるものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の契約に関し必要があると認めるときは、必要な書類等の添付を求めることができる。

（支給決定者と事業者の契約等）

第13条 事業者は、第8条の規定により契約した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業契約内容報告書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(事業の運営基準)

第14条 事業者は、支援事業の実施に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第3条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条、第8条第1項、第9条から第31条まで（第22条を除く。）並びに第33条から第42条までの規定を厳守しなければならない。

(事業費の請求及び支払)

第15条 支給決定者がコミュニケーション支援を受けた場合は、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求・受領委任届出書（様式第11号）により重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費（以下「支援事業費」という。）の請求及び受領を事業者委任することができる。

- 2 支給決定者から委任を受けた事業者は、コミュニケーション支援を提供した月の翌月10日までにコミュニケーション支援に要する費用額から利用者負担を控除した額を、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求書（様式第12号）に、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求明細書（様式第13号）及び重度障害者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票（様式第6号）の写しを添えて市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに支払うものとする。

(調査)

第16条 市長は、必要があると認めたときは、事業者に対し、事業所その他の関係施設に立ち入り、関係書類等の提出を求め、又は事業所の運営状況、事業の実施状況等を調査することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による事業所等への立ち入り、関係書類の提出又は調査に協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。